

2026年度千葉県民スポーツ大会第二部 卓球競技実施細則

1. 期日・種目・参加料・申込締切日・選考人数など

符号	種目	期日	会場	参加料	申込期間	選考人数など
A	成年男子 1次	5月17日(日)	JFE 千葉体育館	1,300円	4月20日(月) ～ 4月30日(木) 厳守	1次予選免除者を含めて各 5名
B	成年女子 1次					
C	成年男女 2次	5月31日(日)				「2.選考方法」参照

- ・参加料には傷害保険料が含まれます。
- ・令和7年度に国民スポーツ大会関東ブロック予選および本大会の千葉県代表となった選手（予備登録選手は除く）は、1次予選会を免除します。（符号Cで申込みを行って下さい。）

2. 選考方法

- (1) 全種目1次予選会は原則としてトーナメントとする。ただし、参加者が少ない場合はリーグ戦となる場合がある。また、代表選考2次予選はリーグ戦を原則とする。
 - ① 代表選考試合で1位になった者は代表候補者とする。
 - ② その他の代表候補者については、本大会の結果と下記大会の成績を総合的に判断して選考準備委員会で決定する。
選考対象とする大会…全日本大学総合卓球選手権大会、全日本実業団卓球選手権大会、全日本クラブ卓球選手権大会、全日本卓球選手権大会、全日本社会人卓球選手権大会、全日本学生選抜卓球選手権大会、
 - ③ 予備登録選手については、代表候補者を決定した後、選考準備委員会で決定する。
- (2) 選手の決定は、(一社)千葉県卓球連盟選考準備委員会の後、(公財)千葉県スポーツ協会の選考会議で行う。

3. 参加申込

- (1) 参加申込書、ふるさと選手の場合は、「ふるさと申請書」に必要事項をもれなく記入し、下記アドレスに添付の上、メールにて申込んでください。申込後5日以内に確認の返信メールをお送りします。届かない場合は下記、問い合わせ先まで電話にて御確認ください。
送付先 一般社団法人千葉県卓球連盟 副理事長 真田 信弘 (さなだ のぶひろ)

メールアドレス cttf.nsnd912@ymail.ne.jp

※ **郵送での申し込みは原則として受け付けません。**添付メールでの申し込みができない等不都合がある場合は下記問合せ先まで電話にてお問い合わせください。

- (2) 参加費
当日、受付にて集金いたします。ただし、申込後、棄権の場合、参加費はいただきますのでご了承くださいますようお願いいたします。)

4. その他

- (1) 申込期日厳守のこと。電話での申込みは受け付けません。
- (2) 参加者は必ず令和8年度(公財)日本卓球協会のゼッケンを着用してください。
- (3) 大会当日の選手変更はできません。
- (4) 使用球は公益財団法人日本卓球協会公認球40mmホワイトとします。

5. 参加資格

- (1) 公益財団法人日本卓球協会に加盟登録している者
- (2) 日本国籍を有する者であることとするが、監督及び選手のうち、次の者については、日本国

籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

- (ア) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者を含む。）
 - (イ) 学校教育法第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、参加申込方法で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。
 - (ウ) 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。
 - (エ) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで留学に該当しないこと。
- (3) 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長と体育・スポーツ協会会長が代表として認め、選抜した者であること。
- (4) 第78回又は第79回（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第78回又は第79回大会と異なる都道府県から参加することはできない。
- (ア) 学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者
 - (イ) 結婚又は離婚に係る者
 - (ウ) ふるさと選手制度を活用する者
- (5) 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。
- (6) 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。
- (7) 選手及び監督は回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。
- (8) 上記のほか、選手については次のとおりとする。
- (ア) 都道府県及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。
 - (イ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。
 - (ウ) ドーピング・コントロール検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。
- (9) 上記のほか、監督については公益財団法人日本卓球協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。
- (10) 別記を参照（国民スポーツ大会ふるさと選手制度を活用する者は、登録または申請のどちらかが毎年必要になります。（一社）千葉県卓球連盟ホームページより様式をダウンロードしてください。）

6. 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

成年種別：(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（国民スポーツ大会ふるさと選手制度による）

※居住地を示す現住所、勤務地のいずれかから参加する場合は、2026年4月30日以前から本大会終了時（2026年10月20日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

- ・ トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置の適用を受ける者
- ・ 東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置の適用を受ける者
- ・ 令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置の適用を受ける者

7. 選手の年齢基準

成年種別に参加する者は、2008年4月1日以前に生まれた者とする。

日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記にかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2011年4月2日から2012年4月1

日までに生まれた者)とする。

別記【国民スポーツ大会ふるさと選手制度】

- (1) 成年種別年齢域の選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項「国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）」に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (ア) 居住地を示す現住所
 - (イ) 勤務地
 - (ウ) ふるさと
- (2) 「ふるさと」とは、卒業小学校又は中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- (3) 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- (4) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- (5) 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- (6) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

8. 問い合わせ先

一般社団法人千葉県卓球連盟副理事長 真田 信弘(さなだ のぶひろ)

住所 〒273-0853 千葉県船橋市金杉 8-7-10 (株)東京レジャースポーツ内

電話 080-5014-4553 メール cttf.nsnd912@ymail.ne.jp

国民スポーツ大会関東ブロック予選

1. 期 日 2026年8月29日(土)～8月30日(日) 監督会議：8月28日(金)
2. 会 場 千葉県旭市 旭市総合体育館
3. 代表数 成年男子：2 成年女子：5 少年女子：3

国民スポーツ大会

1. 期 日 2026年10月11日(日)～10月15日(金)
2. 会 場 青森県青森市 カクヒログループスーパーアリーナ

本大会は、千葉県スポーツ振興基金助成金の交付を受けています。